

# 日本忍者協議会 会員規程

## (目的)

第1条 この規程は、日本忍者協議会（以下「本会」という。）規約第3章の規定に基づき、本会の会員に関して必要な事項を定めるものとする。

## (入会手続)

第2条 規約第5条第1項各号に掲げる正会員、及び同条第2項に掲げる賛助会員（以下「正会員等」という。）として入会を希望するものは、所定の入会申込書（第1号様式）を事務局に提出しなければならない。

## (入会基準)

第3条 正会員等として入会を希望するものについて、次に掲げる基準に基づき、定例会または理事会の決議を経て、入会の可否を決定する。

- (1) 本会の趣旨に合致するものであること。
  - (2) 正会員として入会を希望する都道府県、市町村、観光協会にあっては、忍者に関するゆかりや、今後忍者を活用した観光振興等に取り組むもの。
  - (3) 賛助会員として入会を希望する民間団体、事業者、民間企業等にあっては本会の趣旨に賛同し、忍者文化の振興に資すると認められる事業を営むものであること。
- 2 前項の規定に関わらず、以下に掲げるものは正会員等になることができない。
- (1) 過去において除名の処分を受けたもの。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）第2条に規定される暴力団または暴力団員、及び暴力団、暴力団員と密接な関係を有するもの。
  - (3) その他、法令または公序良俗に反する団体、及びこれに類するもの。

## (変更事項の届出)

第4条 正会員等は、その名称、住所、連絡先等、本会への届出事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出なければならない。

## (会費)

第5条 正会員等は、毎事業年度、3月31日までに、別表に掲げる会費の全額を納入しなければならない。年度の途中で会員資格を取得した場合、及び喪失した場合も同様とする。

- 2 既に納入された会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない

ものとする。

(退会手続)

第6条 退会を希望する正会員等は、所定の退会届（第2号様式）を事務局に提出しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程を改廃する場合は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成28年8月27日から適用する。

この規程は、平成29年6月21日から適用する。

この規程は、平成30年6月20日から適用する。

「別表」

会員種別	区分	会費（年額）
正会員	都道府県	500,000円
	市町村	200,000円
	観光協会	100,000円
賛助会員 （民間団体、事業者、 民間企業） 1口5万円	ゴールド	100口以上
	シルバー	10口以上
	ブロンズ	4口以上
	一般	1口以上